

令和7年11月

業者各位

東大阪市行政管理部
契約検査室契約課

建設工事等における監理技術者等の雇用関係の確認方法について

令和7年11月1日以降公告の建設工事及び建設工事に係る設計業務委託について、監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について、以下のとおり変更いたしますのでご注意ください。

なお、令和6年12月1日時点で有効な健康保険証(所属している建設業者名が記載されているもの)については、その有効期限まで(最長令和7年12月1日まで)の入札日においては、雇用関係の確認書類として認めます。

【建設工事】

(旧)

- ・配置予定現場代理人及び配置予定監理(主任)技術者の「健康保険被保険者証」の写し(事業所名称(会社名)が確認できない場合は、誓約書。)
- ・配置予定現場代理人及び配置予定監理(主任)技術者の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(被保険者でない場合は、誓約書。)

↓

(新)

・配置予定現場代理人及び配置予定監理(主任)技術者において、当該業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる以下資料のいずれかの写し

- (a)監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
- (b)市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書
- (c)健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (d)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※上記の資料が提出できない場合

- (e)所属会社の雇用証明書等(氏名・事業者名称(代表者職氏名等含む)・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの)
- (f)その他公的機関の発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの

【建設工事に係る設計業務委託】

(旧)

・実施要領にて配置を求める建築士等の「健康保険被保険者証」の写し(事業所名称(会社名)が確認できない場合は、誓約書。)

・実施要領にて配置を求める建築士等の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(被保険者でない場合は、誓約書。)

↓

(新)

実施要領にて配置を求める技術者において、当該業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる以下資料のいずれかの写し

(a)市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書

(b)健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(c)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※上記の資料が提出できない場合

(d)所属会社の雇用証明書等(氏名・事業者名称(代表者職氏名等含む)・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの)

(e)その他公的機関の発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの

東大阪市行政管理部 契約検査室 契約課
06-4309-3128 (工事・コンサル担当)